

台湾海峡危機 [1954-55] と 米華相互防衛条約の締結

松本 はる香

はじめに

一九五〇年初頭、蒋介石率いる国民党政府(国府)⁽¹⁾の腐敗と汚職に失望したアメリカは、トルーマン大統領(Harry S. Truman)の「台湾不介入宣言」に続いて、アメリカの西大西洋地域における防衛線から台湾を除外するという「台湾不介入」の措置を取った。これによりアメリカは急速に一九四九年に誕生した中華人民共和国を支持する立場へと傾き、中国が台湾を吸収して「一つの中国」が登場するのは時間の問題であると考えられるようになっていた。

しかし、一九五〇年六月の朝鮮戦争勃発を契機にアメリカの台湾政策は大きく転換する。トルーマン政権は六月二七日に「台湾中立化宣言」を発し、同年七月には米国第七艦隊の台湾海峡への派遣を開始するとともに、国府にたいして再び大規模な軍事的・経済的支援を与えるようになったのである。⁽²⁾

本稿では、米華相互防衛条約が台湾海峡危機 [1954-55] を契機として締結されるに至った過程において、米台間に存在したさまざまな見解の相違がいかにして一定の妥協点へと導かれることになったかを、出来るだけ綿密に跡づけることに主眼を置いている。そうした作業を通じて、その後のアメリカの対中国、対台湾政策の形成に米華相互防衛条約が及ぼすことになった影響についても考察を試みることにしたい。

一 米華相互防衛条約の起源

一九五三年三月、国府の駐米大使顧維鈞はダレス(John Foster Dulles)⁽³⁾國務長官にたいして、米台間に相互防衛条約を結ぶことを建議した。国府は米台間の相互防衛条約の締結によって、アメリカとのより緊密な繋がりを求めるとともに、その国際的地位の安定と向上を目差そうとしたのである。とりわけ、国府は一九五四年四月のジュネーブ会議開催以前に防衛条約を結ぶこと、あるいは少なくとも防衛条約締結の意思を公表することを強く望んでいた。その背景には、中国がジュネーブ会議に出席することが、将来的な中国の国連加盟の第一歩となるという国際世論があった。⁽⁴⁾

しかし、台湾側との防衛条約交渉にあたっていたダレスは、あくまでも条約の締結を保留とする消極的な態度を示した。アメリカがジュネーブ会議開催以前に国府との相互防衛条約の締結を公表すれば、中国の態度の硬化が予想されるとともに、既に中国を正統政府として承認していたイギリスとの足並みが乱れ、ジュネーブ交渉を

一九五三年一月にアイゼンハワー政権が誕生すると、「台湾中立化解除」がなされ、アメリカの新たな台湾政策として、蒋介石政権にたいするいわゆる「解き放し」(unleashing)政策が打ち出されることになった。これによってアメリカは事実上、国府が「大陸反攻」を行うこと、すなわち国府の中国にたいする軍事行動を「解き放す」という措置をとったのである。しかし、それが名目上のものにすぎなかったことは間もなく明らかにされることになった。⁽⁵⁾

一九五四年九月、中国が国府領有下の大陸沿岸諸島(Offshore Islands)に位置する金門島に攻撃を行い、いわゆる第一次台湾海峡危機が発生したことは、朝鮮戦争に続き、再び米中間の大規模な軍事衝突を誘因しかねない危険性を孕むものであった。だが、実際にはアメリカは中国との直接軍事対決に至る道を選択せずに、一九五四年一月に国府との間に米華相互防衛条約を締結することによって、危機を終息に導こうとしたのである。

ものに悪影響を及ぼすことをダレスは懸念していたのである。⁽⁶⁾そのためジュネーブ会議が開始されてからも、アメリカは国府による防衛条約締結の要請を棚上げしたのである。

その一方で、国府はあくまでもアメリカにたいして防衛条約を締結することを求め続けた。一九五三年六月七日には蒋介石がアイゼンハワー(Dwight D. Eisenhower)に宛てた書簡のなかで、米台間が防衛条約を結ぶことについての正式な申し入れを行っている。また、同年一月一八日に国府はアメリカにたいして「米華相互防衛条約草案」⁽⁷⁾を提出した。だが、これにかんしてダレス國務長官は「来るべき適切な時期に防衛条約の締結に着手するつもりである」という見解を国府にたいして示すにとどめている。

アイゼンハワー政権が国府と安全保障同盟を結ぶことを躊躇していたことには、さらにいくつかの大きな理由があった。まず第一に、当時のアメリカのアジア戦略においては東南アジア条約機構(SEATO)を結成することが最優先事項であったことが挙げられる。⁽⁸⁾短期的に見れば、これと同時に台湾と安全保障同盟を結ぶことは、多国間安全保障システムを構築するにあたって関係各国の足並みを乱すことになるとしてアメリカは危惧していたのである。

第二に、米国内要因として米國議會、とりわけ条約を締結するにあたっての批准権を有する上院の賛成をいかに取り付けるかが問題視されていた。当時上院で多大な発言力を有し、事実上、民主党のスポークスマンの役割を果たしていたウォルター・ジョージ(Walter George)議員は、一九五四年七月初旬にダレスにたいして

台湾との共同防衛条約がアメリカを戦争に巻き込む必要なものであるという反対の立場を示していた。このようなことから、共和党政権は、中間選挙の年にあたる時期に台湾との防衛条約の是非の問題について議会に提起することは、政党内の政争の火種に発展する要因となると躊躇していたのである。

これにたいして、国府駐米大使の顧維鈞は、ダレス國務長官がSEATO結成会議のためにフィリピンへ向かう直前の一九五四年八月二六日に、ロバートソン(Walter S. Robertson)極東担当國務次官補に改めて防衛条約の締結を強く要請した。だが、ロバートソンは、アメリカの世論は、台湾との防衛条約の締結によってアメリカが第三次世界大戦に巻き込まれる事態が起こるのを忌避していると説明し、とりわけアメリカの中間選挙の年にこの問題を提起することにたいして慎重な態度を示したのである。

第三に、仮に米台間に防衛条約を締結するならば、防衛条約の「適用範囲」の問題、すなわちアメリカは国府にたいして地理的にどこまでの防衛支援を与えるかを明示する必要が生じてくることを、アイゼンハワー政権は懸念していたのである。「中華民国」を正統政府として承認するという当時のアメリカの立場に基づき、条約の「適用範囲」が中国大陸まで及ぶことが明記されるならば、中国を刺激することは必須であった。さらに、事実上国府の領有下にある金門・馬祖島、そして大陳島をはじめとする国府領有下の大陸沿岸諸島にたいして、アメリカが防衛的支援を与えるかどうかは未だ結論の出ない懸案事項であったが、これについても態度を明

らかに示さなければならぬことをアメリカは嫌っていたのである。しかも、大陸沿岸諸島にたいしてアメリカが安全保障上の保護を与えることを国府に確約すれば、国府が大陸に近接する沿岸諸島を足掛りにして「大陸反攻」を行う可能性が高まることも、アメリカは懸念していたと言われている。⁽¹⁶⁾

これにたいして国府駐米大使顧維鈞は、アメリカに防衛条約締結を要請する過程で、アメリカの承諾なしに中国にたいしていかなる軍事行動もとらない、という国府側の立場を再三にわたって伝えていた。⁽¹⁷⁾しかし、当時国府に実際の「大陸反攻」能力があったかは別の問題としても、常にアメリカは、国府が予期せぬ軍事行動を中国にたいして行う可能性があることについて、さらにはそれによってアメリカが中台間の紛争に巻き込まれることについて、警戒心を抱いていたのである。⁽¹⁸⁾このためアメリカにとって国府の対中国軍事行動を抑制することは、米華相互防衛条約締結にもなっていないことが予想される大きな懸念材料であった。

しかしながらその一方で、米政府は一九五四年夏頃から米台間の防衛条約締結をも考慮しつつあった。その一つの大きな契機となったのが、後述するように、一九五四年七月末から八月にかけての中国の大規模な「台湾解放」運動の高まりであった。アメリカはそれを看過し続けるわけにはゆかなかったのである。

第二に、同年七月に台湾海峡近海において起こった二つの事件をきっかけにして、米国内世論に変化が生じたことが挙げられよう。一九五四年七月二三日に、香港行きの英国民間旅客機が海南島付近

を飛行中、中国領空を飛来中の中国の戦闘機二機によって撃墜されるという事件が起きた。⁽¹⁹⁾中国は国府空軍戦闘機と見誤って攻撃したという弁明を行ったが、この旅客機に米国民間人六人が含まれていたことからアメリカ国内で大きな波紋を呼ぶことになった。これにたいして、米政府は中国による「蛮行を極めて深刻なものとして受けとめる」という主旨の公式声明を発表した。さらに七月二六日には、台湾海峡近海に派遣されていた、米国空母が搭載する支援戦闘機二機が中国空軍戦闘機二機の急襲を受けたため、これを迎撃するという事件が発生したのである。

こうした一連の事件は米国議会においても大きく取り上げられることになった。とりわけ上院においては、共和党スミス(H. Alexander Smith)議員や民主党ハンフリー(Hubert H. Humphrey)議員らが中心となって中国にたいして強硬な措置をとるべきであるという、いわば対中強硬論を議会で展開したのである。さらに、事件がいずれも台湾海峡近海において発生したことから、同地域の安全保障の必要性を米国民に痛感させる契機ともなった。こうしたなかで、米国議会をはじめとして米国内において米台間に防衛条約を結ぶべきであるというコンセンサスが次第に形成されていったのである。これはのちの台湾海峡危機の発生によってより顕著なものとなっていった。⁽²¹⁾

第三に、アジア地域における多国間安全保障システムの構築にもなう台湾の位置づけについて、米政府の認識に変化が生じつつあったことが挙げられる。一九五四年九月に東南アジア条約機構

(SEATO)が結成されれば、未加盟の台湾がアジア地域において孤立的な存在になることは明らかであり、台湾に何らかの安全保障上の保護を与える必要性が生じてくることが予想された。さらに、アメリカが台湾と防衛条約を結ぶことは、長期的に見れば、アメリカの一つの政治目標であった、北東アジアに集団的な安全保障システムを構築すること、すなわち台湾を含めた北東アジア条約機構(NEATO)の結成のための一つの布石になることを意味していた。⁽²²⁾このように、アメリカが台湾との防衛条約の締結をめくってある一定の方向性を見出すために試行錯誤を行っていた時期に、まさにそれと重なるようにして台湾海峡危機が発生したのである。

二 台湾海峡危機 [1954-55] の発生

一九五四年七月頃から中国は「台湾解放」の姿勢を強く打ち出すようになっていた。たとえば、七月二三日付『人民日報』は社論を掲げて「中国人民は今一度世界に向けて宣言する。台湾は中国の領土であり、中国人民は必ずや台湾を解放する」と謳いあげた。⁽²³⁾また、八月一日の中国建軍二十七周年式典において朱徳人民解放軍総司令は、中国の一部である台湾がアメリカとの間に安全保障同盟を結ぶことや、地域的な多国間安全保障の枠組みに参画することは中国の主権を脅かす行為であるものと非難し、一刻もはややく「台湾解放」を達成することを呼びかけたのである。⁽²⁴⁾さらに八月二日、中国共産党をはじめとする全国の諸人民組織の連合によって行われた「台湾解放宣言」のなかでは、「台湾を解放するために、中国全同胞、とり

わけ台湾との闘争の最前線である江蘇、浙江、福建、広東沿岸地域と大陸沿岸諸島の同胞は警戒を強化するとともに、スパイを掃き、人民解放軍の闘争を支援せよ」という大規模な呼びかけがなされた。中国が一九五四年七月以降、盛んに「台湾解放」運動を唱導した背景には、既に見てきたように、米台間に防衛条約が結ばれる可能性が喧伝されていたことがまず挙げられよう。さらに、一九五四年九月に結成されることが決定されていた東南アジア条約機構(S.E.A.T.O.)に、アメリカがいずれ台湾を加盟させたいという意思表示を行っていたことに加え、一九五四年八月三日にはダレス國務長官が、将来的にはS.E.A.T.O.を補完するかたちで新たに北東アジア条約機構(N.E.A.T.O.)を結成し、アメリカ、日本、韓国、台湾の安全保障枠組みを実現させるといふ構想を目下検討中であると仄めかしていたことなどが、中国を大いに刺激したものとと思われる。実際、一九五四年八月一日の中央人民政府委員会における外交報告のなかで、周恩来は「最近、アメリカと売国奴蒋介石がワシントンと台北の両地において協議を行い、共同防衛条約を結ぼうとしている。それと同時に、侵略者アメリカは、日本をはじめ李承晩や蒋介石らとともに『北東アジア条約機構』を結成している」と述べ、強い懸念を示したのである。中国はこうした米台間の安全保障同盟やアジア地域におけるS.E.A.T.O.、N.E.A.T.O.といった多国間安全保障の結成の動きは中国の封じ込めを念頭にしているものと捉えていたと言っていた。だからこそ、二国間及び多国間の安全保障の枠組みに台湾が参入することは、中国の主権を脅かす行為であるとして

軍及び海軍を中国の砲撃拠点であった厦門地域と中国海軍艦艇の集結地区付近に出動させた。その一方で、アイゼンハワー大統領は緊急措置として米太平洋軍司令部(CINCPAC)による金門島付近の米艦隊を増やすとともに、第七艦隊の台湾海峡近海の警備を強化した。

一九五四年九月の台湾海峡危機の発生を受けて、米台双方は緊急に台湾及び大陸沿岸諸島近海の防衛強化の措置を講じたが、中国の軍事行動にたいして直ぐに報復を行うといった応戦の構えは見せず、周辺警備の強化という極めて慎重な措置を探るにとどめた。一方、蒋介石は台湾海峡危機発生後間もなく、ドイツに駐在していた俞大維国防部長を緊急に台湾に呼び寄せ、金門島付近及び他の大陸沿岸諸島の偵察を開始させた。⁽³¹⁾だが、国府は台湾海峡危機発生時の対応については、基本的にアメリカの指示に従うという姿勢をとったのである。

アメリカが台湾海峡危機にたいする対応の方向性を早急に打ち出すことができなかった一つの大きな理由は、台湾海峡危機の発端となった大陸沿岸諸島、金門島そのものにたいするアメリカの介入の是非について、米国内で共通の認識が得られていなかった点に求められよう。

「台湾解放」運動を開始したのである。⁽²⁷⁾

一九五四年九月三日未明、中国人民解放軍は厦門に約一五万人の軍隊を配備し、国府の保有する大陸沿岸諸島のひとつである金門島へ向けて砲撃を開始し台湾海峡危機が発生した。折しもフィリピンのマニラにおいて東南アジア条約機構(S.E.A.T.O.)の結成会議が行われていた時期でもあった。

台湾海峡危機発生時の金門島には四万三〇〇〇人の国府の正規軍と一万一〇〇〇人の遊撃隊が駐留していたが、砲撃開始から五時間経過するまでに、およそ六〇発の砲弾が厦門から金門島に打ち込まれた。これにより、当時金門島に派遣されていた米軍軍事顧問のうち二名が死亡し、残りの一四名が金門島から急遽撤退することになった。中国の金門島砲撃は翌日未明には一応終息したが、以後数日間わたって砲撃は続いた。⁽²⁸⁾

中国は金門島の攻撃を「台湾解放」の第一歩であると捉えていた。⁽²⁹⁾さらに中国は、当時アメリカが企図していた、朝鮮半島から東南アジアにかけてのアジア地域における安全保障体制の構築が未だ整備の途上にあると見なし、この時期に中国が台湾へ攻撃を仕掛けることは、アメリカのアジアにおける地域戦略の弱点を晒すことになると考えていたのである。⁽³⁰⁾

しかしながら、金門島は大陸沿岸諸島のなかでは、国府軍駐留の規模から言っても比較的頑強な防衛地域であると見做されていただけに、中国が金門島を攻撃したことは米台双方に衝撃を与えることになった。国府は米国内での協議の上で、九月七日には国府の空

ない」というコンセンサスが得られた。⁽³²⁾だがその一方で、大陸沿岸諸島にたいするアメリカの防衛的関与の是非については「積極派」と「消極派」とに見解が大きく分かれたのである。⁽³³⁾

一九五四年九月二日、アイゼンハワー大統領が滞在していたコロラド州デンバーにおいて、第二四一回国家安全保障会議(NSC)が開催された。会議にはアイゼンハワー大統領、ダレス國務長官、ウィルソン(Charles E. Wilson)国防長官や統合参謀本部を始めとする米国内閣首脳部が出席したが、ここにおいても、以下で述べるように、大陸沿岸諸島にたいする介入の是非をめぐる意見が二分されたのである。

ラドフォード(Arthur W. Radford)米国内閣参謀本部議長は、トワイニング(Nathan F. Twining)空軍参謀総長やカーネイ(Robert B. Carne)海軍作戦部長らとともに、中国の軍事行動にたいして中国大陸への攻撃を辞さずという立場を採っており、金門島をはじめとする大陸沿岸諸島にたいする積極的な防衛的支援を行うべきだと主張した。およそ五万人の国府軍が駐留する金門島を「共産中国」の砲撃によって喪失することは、国府に致命的な心理的打撃を与えかねないことに加え、アジア地域における非共産諸国の士気を低下させることへの危惧を彼らは抱いていた。⁽³⁴⁾さらに付言すれば、こうした大陸沿岸諸島介入にたいする「積極派」たちは、台湾海峡危機にさいして中国への核兵器使用さえも辞さないという極めて強硬な立場を有していたのである。⁽³⁵⁾

一方、アイゼンハワー大統領はアメリカが大陸沿岸諸島に介入す

ることに懸念を示した。金門島の戦略的価値は、国府軍の士気を保つという心理的な重要性を除けば、それほど高いものではないといふのがアイゼンハワーの見解であった。彼は「われわれは現在、限定的な『小競り合い』の話をしているのではない。これは第三次世界大戦にまで発展する可能性のある問題なのだ。仮に、われわれが中国を攻撃したら、朝鮮戦争の時のように、われわれの軍事行動に限度を設定することは不可能であろう……(中略)……しかも全面戦争になったら、当然考えられる敵は、中国ではなくてソ連であるし、そうしなければソ連を攻撃しなければならなくなる」と述べ、アメリカが大陸沿岸諸島に介入することが米中戦争を誘因することにとどまらず、米ソ全面戦争に発展する可能性があることへの危惧の念を表わしたのである。当時アメリカの軍事専門家たちの間では「中国と一戦を交えずに、大陸沿岸諸島を防衛することは不可能」であり、「米中戦争を引き起こしてまで、大陸沿岸諸島を防衛する価値はない」というのが一般的な見解であった。このためアイゼンハワーはあくまでも非軍事的な手段によって台湾海峡危機を終息させることに固執したのである。

また、ダレス國務長官は台湾海峡危機の発生にかんして「アメリカは『恐るべきジレンマ』(a horrible dilemma)に立たされている」と述べた。つまり、アメリカが大陸沿岸諸島の防衛に介入した場合、米中戦争、ひいては米ソ戦争に発展する可能性がある一方で、中国の金門島砲撃を中国がアメリカの反応に探りを入れていっているという側面から捉えれば、仮にアメリカが大陸沿岸諸島の介入を放棄しリカはイギリスとニュージーランドの協力のもとで国連安保理停戦案の提出の準備を開始したのである。

だがその一方で、国連安保理停戦案による台湾海峡危機の解決にたいする国府の立場は、まことに微妙であったと言つてよい。国府は国連安保理停戦案を一応は認めたものの、それによって台湾海峡の「現状維持」をはかるというアメリカの方針に強い懸念を示したのである。

一九五四年一〇月中旬頃から国府国連大使蔣廷黻は、顧維鈞駐米大使や葉公超外交部長とともに国連安保理停戦案について協議を行い、次のような結論を下した。——アメリカの国連安保理停戦案によって台湾海峡危機の解決を実現させようという試みは、大陸沿岸諸島問題を国連に預けようとするだけではなく、事実上「二つの中国」を生み出すものである⁽⁴³⁾。つまり、台湾海峡の「現状維持」を国府が認めることは、国府が今後一切「大陸反攻」を行ない得ない状態を「維持」することも意味し、さらに「現状維持」の固定化を公言するのは、国際社会において事実上、台湾海峡を挟んで「二つの中国」が存在するのを容認することに繋がりがかねないと国府は懸念したのである。一九五四年一〇月二〇日、顧維鈞駐米大使らはロバートソン極東担当國務次官補にたいして、国府が国連安保理停戦案の「現状維持」の立場を決して受け入れることは出来ないといふ旨のメッセージを伝えた。

もっとも、国連安保理停戦案をめぐる米台双方の齟齬とは別の理由で、同停戦案の準備は中断せざるをえない状況へと向いつつあ

た場合には、中国の軍事行動はエスカレートし、極東地域における韓国、日本、台湾、フィリピンの「反共防衛ライン」が脅かされる可能性がある、とダレスは考えていたのである。

国家安全保障会議における協議を経て、最終的にアイゼンハワー大統領はアメリカが国府領有下の大陸沿岸諸島の防衛に介入するという「積極派」の主張を退けた。米國政府の決定の背景には、アメリカが台湾海峡危機に直接介入を行うことが、朝鮮戦争以来の大規模な紛争に発展する可能性があるという強い危惧があったと言つてよい。

だからこそ、いわゆる「恐るべきジレンマ」における両方の選択肢を採るのを避けるための方策として、米國政府は国連安全保障理事会に台湾海峡危機の終息のための停戦案、すなわち「国連安保理停戦案」を提出するという方策を打ち出した⁽⁴⁴⁾。そして、国連安保理停戦案を通じて、米國政府は台湾海峡の「現状維持」をはかることによって、国連安全保障理事会の場で台湾海峡における中国の軍事行動を「侵略行為」と位置づけるとともに、台湾海峡危機を終息させるためにアメリカが介入することへの公式的な承認を国連の場で獲得し、それを以て台湾海峡の「現状維持」を試みようとしたのである。アメリカの考える台湾海峡の「現状維持」とは、一九五四年九月の台湾海峡危機発生以前の台湾海峡情勢に戻す——国府が大陸沿岸諸島を領有し、さらに中国と台湾が交戦しない状態を作りだす——という試みであった。こうして一九五四年九月中旬から、ア

た。一九五四年一〇月一〇日、中国は「アメリカが中国の領土である台湾を侵犯しているため、中国は国連にたいしてアメリカの侵略行動を停止させ、台湾・澎湖諸島、及びその他の大陸沿岸諸島における軍事力を解除し、撤退させることを求める」という主旨の文書を国連に提出した⁽⁴⁵⁾。さらに一九五四年一〇月一に至ると、中国は再び大陸沿岸諸島のうちの大陳島にたいして大規模な攻撃を開始した。こうして台湾海峡は再び戦火に包まれることになったのである。

三 米華相互防衛条約締結のプロセス

周恩来は一九五四年九月一五日から二八日にかけて開催された第一会全国人民代表第一次会議の政府工作報告において、九月二三日に「台湾は中国の神聖不可侵の領土であり、決してアメリカの侵犯を許すものではない。高山族も含めた台湾同胞は、そもそも中国民族という大家族の成員であり、元来アメリカを許容しがたい。台湾を解放することは、中国の主権に基づく内政問題であり、他國の干渉を一切受けない」と強調し、台湾海峡危機発生から十数日を経て、改めて「台湾解放」を行うことについての中国の強い決意を表明した。

そして一九五四年一月一日、中国人民解放軍は、九月の金門島攻撃以来となる大陸沿岸諸島での軍事行動を再び開始した。中国の空軍戦闘機一八機によって大陳島への爆撃が行われ、大陳島に駐留していた十数名の国府軍駐留兵士が死亡した。さらに中国は大陸沿岸諸島に近接する中国大陸周辺地区の兵力増強を行うとともに、大

陳島のみならず、国府領有下の他の大陸沿岸諸島への砲撃を開始したのである。

大陳島砲撃の同日、アイゼンハワー大統領はダレス國務長官とウィルソン国防長官とともに緊急の討議を行い、中国の軍事行動の再開にたいして「アメリカは基本的に大陳島をはじめとする大陸沿岸諸島を防衛するために、武力行使を行わない」ことを決定した。また、台湾海峡近海を警備していた第七艦隊についても、中国にたいして「軍事的報復」を行うためではなく、あくまでも中国からの攻撃を「防衛」するための任務を担っていることを改めて確認した。さらに、国府にも米政府の決定について理解を求めてゆくとともに、国府自身もまた中国にたいして報復行動を採らないよう嚴重に要請することが決定されたのである。⁽⁴⁹⁾その上で、アメリカは中国による大陳島をはじめとする大陸沿岸諸島にたいする砲撃がさらに拡大するのを防ぐために、国府軍にたいして兵站支援を拡大するという方針を打ち出した。

翌一月二日に開催された国家安全保障会議では、新たなアメリカの台湾政策として三つの原則が決定された。それは、①国連安保理停戦案提出の有無にかかわらず、米華相互防衛条約締結に向けての米台交渉を開始すること、②アメリカが米華相互防衛条約締結の意思を国連安保理停戦案の提出以前に、あるいは同時に公表すること、③国府に国連安保理停戦案の内容を認めさせるとともに、米華相互防衛条約の「適用範囲」に限定を加えることであった。

当時アメリカは国連安保理停戦案による台湾海峡危機の終息が最

当時、米台交渉について「極めて困難な交渉」とダレスが描写したように、米華相互防衛条約をめぐる米台交渉は、双方が妥協の姿勢を見せつつも、根本的な部分においては相容れないという交渉になった。米台間の根本的な部分の違ひは、米華相互防衛条約にたいする双方の認識の違いとなつて表われた。国府が元来米台間に防衛条約を結ぶことを望んだのは、前述のように、国府が既に台湾海峡危機発生以前にそれを要請していたことからわかるが、米華相互防衛条約の締結によって国府の正統性と國際的地位を高めようという思想が含まれていたのである。だがその一方で、米政府は米華相互防衛条約締結を反共防衛ラインの一部をなすという戦略的な意味合いで捉えていたものの、あくまでも米華相互防衛条約を結ぶことの意味は、台湾海峡危機を終息させるとともに、台湾海峡の安定をはかるためのものと見做していた。こうして米台交渉は、開催当初から米華相互防衛条約にたいする米台双方の根本的な認識の違いを孕みながら開始されることになったのである。

米華相互防衛条約の締結をめぐる米台間で最初に確認されたのは、条約そのものについての位置付けであった。とりわけ米政府は、米華相互防衛条約があくまでも米台双方が協力して「防衛」に専念するための条約であることについて、国府の十分な理解を得ることが必要であると考えていた。⁽⁵⁴⁾このことは、国府が「大陸反攻」を行うことを事実上許さず、また、国府が中国から受けた攻撃にたいしては報復措置を行わないことを前提にして、米台間の協議を経て中国の攻撃に対応することも意味していた。

も望ましい実現可能な選択肢であると考えていた。このため米華相互防衛条約の締結よりも、むしろ国連安保理停戦案によって台湾海峡危機の解決をみることにアメリカは期待を寄せたのである。⁽⁵¹⁾さらにそれによって大陸沿岸諸島の問題を少しでも先送りにしたいというのがアメリカのもうひとつの意図であった。だが一九五四年一月以降、台湾海峡危機は拡大方向へ向かうことになり、米華相互防衛条約締結のための米台交渉が開始されたことも相俟って、国連安保理停戦案の提出は現実には先送りされることになったのである。⁽⁵²⁾

前述のように、一九五三年三月に国府が相互防衛条約の締結を要請して以来、米政府は保留の立場を保ち続けてきた。しかし、一九五四年九月に中国が金門島を砲撃を行ったのに次いで、一月に大陳島をはじめとする大陸沿岸諸島へ砲撃を再開し台湾海峡危機が再燃する方向へと推移したことは、米政府の姿勢を改めさせ、防衛条約締結に向けての準備交渉を開始させる決定的な契機となった。だがそれと同時に、台湾の对中国軍事力行使にたいして厳しい制限を加えてゆくという方針を米政府は打ち出した。

一九五四年一月二日、ワシントンにおいて米華相互防衛条約締結準備のための米台交渉が密かに開始された。その後、およそ一月に及んだ米台交渉は、二月一日の防衛条約締結に至るまで九回を数えた。国府からは顧維鈞駐米大使と葉公超外交部長が、一方で、米政府からはダレス國務長官(初回)と最終回のみ出席、ロバートソン國務次官補、マクノーニー(Walter P. McCounughy)國務省中国部長らが出席して交渉にあたった。

これにたいして、葉公超外交部長は「大陸反攻」に固執していないという国府の立場を示した。⁽⁵⁶⁾葉は、国府の当面の課題が「大陸反攻」を行うことよりも、むしろ台湾島内における軍事力の近代化、経済の安定や政治改革にあると説明したのである。さらに、現状では国府がアメリカの支援なしには「大陸反攻」を為し得ないというのが国府の見解であった。しかしながら、葉公超は国府に「大陸反攻」の意思がないことを強調しつつも、それを米華相互防衛条約の条文中に明示することは避けるべきであると主張したのである。これにかんして葉は、国府は「大陸反攻」の権利を放棄したことを、いまずぐに公言するほど心理的準備が出来ていない⁽⁵⁵⁾と説明した。「大陸反攻」の断念を明確化することは、国府が中国の軍事行動に屈服したのを印象づけることになりかねず、このことは国府の士気を弱めるのみならず、中国の軍事行動をさらに増長させる可能性をも含み持っているとして国府は懸念したのである。

一連の米台交渉を経て、米華相互防衛条約が「防衛」に専念するためのものであることについては最終的に米台双方の合意が見られたが、国府の強い要請により、条約の規定の中に国府が「大陸反攻」を行わないという意味合いの文言を盛り込むのを避けることが決定された。

米華相互防衛条約締結をめぐる米台交渉の最大の焦点は、防衛条約の「適用範囲」について、すなわちアメリカが国府にたいして地理的にどこまでの防衛支援を行うかという問題であった。これは既に見てきたように、台湾海峡危機発生以前よりアメリカが抱いてい

た懸案事項でもあった。

米台交渉において、アメリカは防衛条約の「適用範囲」は、あくまでも「台湾・澎湖諸島」であると主張した。ダレス國務長官は、アメリカの考える米華相互防衛条約の「適用範囲」について次のように述べた。「アリューシャン列島に連なる『鎖』——日本、韓国、琉球、台湾・澎湖諸島、フィリピン、東南アジアの一部の地域、及びオーストラリア、ニュージーランド——は、中国大陸を囲むようにして繋がっており、この『鎖』こそ、アメリカの考える太平洋地域の安全保障上不可欠なものである」。米国側は「台湾・澎湖諸島」を同地域における安全保障の「鎖」、すなわち反共同盟網の「死活的な」一部分として位置づけ、「台湾・澎湖諸島」の安全保障が脅かされることがあれば、断固として戦う意思があることを国府に示した⁽⁵⁸⁾。だが、米華相互防衛条約の「適用範囲」はあくまでも「台湾・澎湖諸島」に限定されるべきであるというのが、米国側の基本的立場であった。それと同時に、「台湾・澎湖諸島」以外の地域、つまり、台湾海峡危機のまさに舞台となっていた金門島、馬祖島や大陳島をはじめとする「大陸沿岸諸島」への防衛関与については、アメリカはあくまでも消極的な姿勢を示した。

米国政府が大陸沿岸諸島を防衛条約の「適用範囲」として明確化するのを避けようとした根本的理由は、まさに台湾海峡危機が起こっている「大陸沿岸諸島」にたいして、アメリカが防衛的介入の意思を露にすれば中国を徒らに刺激し、さらには米中軍事対決に発展する可能性があると考えていたところにあった。このためアメリカ

は「台湾・澎湖諸島」を守ることは明確にするが、「大陸沿岸諸島」の防衛責任を担うことを明言することは忌避したのである。

だがこのことは、アメリカが大陸沿岸諸島の防衛を完全に放棄することを意味しているわけではなかった。その背景には、米台交渉がまさに開始された一九五四年一月二日に国家安全保障会議(NSC)が開かれ、そこで得られた米台政府首脳部内の合意があった⁽⁵⁹⁾。米国政府は米華相互防衛条約を締結するにあたり、その「適用範囲」はあくまでも「台湾・澎湖諸島」とし、「大陸沿岸諸島」への対応については「曖昧」(fuzzing up)にしておくのが望ましいという結論を下していたのである。「大陸沿岸諸島を攻撃した場合、アメリカがいかに反応するのか共産中国を疑心暗鬼にさせておく」ことが米台政府の最大の狙いであった⁽⁶⁰⁾。このように、アメリカは「適用範囲」に柔軟性を持たせることによって、中国への徒らな挑発を避けると同時に、中国の軍事行動を牽制しようと試みたのである。

しかしながら、米台交渉において国府はアメリカの立場にたいして強い反発を示した。葉公超外交部長は、中国にとっての「台湾解放」を実現するためのいわば「足掛かり」としての大陸沿岸諸島の戦略的価値の高さについて強調し、大陸沿岸諸島が中国の手中に落ちることは危険であると主張した。だが、最終的には「適用範囲」に「大陸沿岸諸島」の防衛を明記しない代わりに、「その他の領域」についても適用される」という文言が付け加えられることで、米台相互の合意が成立することになったのである。

四 米華相互防衛条約締結と台湾海峡危機の終息

一九五四年二月一日、米台間の共同声明が発表され、米華相互防衛条約締結の準備が完了したことが宣言された。翌二月二日、ワシントンにおいてダレス國務長官と葉公超外交部長のもとで「アメリカ合衆国と中華民国との間の相互防衛条約」、いわゆる「米華相互防衛条約」が調印された。

米華相互防衛条約の条文は全一〇条からなり、米台双方は国連憲章に従い国際紛争を平和的手段によって解決するとともに、武力行使と威嚇を慎むことが約束され(第一条)、領土の保全と政治的安定のために、自助と相互援助によって共産主義者の破壊活動に抵抗する個別的、集団的能力を維持・発展させるといふ米台相互の防衛力の発展(第二条)が定められた。また、米台間の相互協力と協議が謳われるとともに(第三・四条)、武力攻撃を受けたさいに、米台双方が自国の憲法手続きに従って共通の危険に対処するよう行動することが宣言され、その場合は国連安全保障理事会に報告する義務が規定された(第五条)。第六条では「領土・領域の範囲」として、「中華民国については台湾及び澎湖諸島」、「アメリカ合衆国については、その管轄権のもとにある西太平洋の諸島」、及び、米台「相互の合意によって決定されるその他の領域」が定められ(第六条)、台湾・澎湖諸島への米軍の配備(第七条)、国連憲章に基づく締約国の権利と義務(第八条)が明記された。さらに、条約の発効、及び期限などが定められた(第九条・一〇条)。

米華相互防衛条約の締結によって次の三つの重要な点が明らかにされることになった。第一は条約の「適用範囲」に関してである。

共同声明文においては米華相互防衛条約の「適用範囲」として「台湾・澎湖諸島及びアメリカの管理下の西太平洋諸島」とともに、米台双方の合意によって決定される「その他の領域」(other territories)が明記された。つまり、台湾海峡危機の舞台となった大陸沿岸諸島も「適用範囲」に含まれる可能性があることが示唆されたのである。

第二に、米華相互防衛条約をアメリカとアジア・太平洋地域の非共産主義諸国間に形成された集団安全保障機構と結びつけて、それらを強化してゆくという方針が示された。米華相互防衛条約の締結は一九五〇年の朝鮮戦争勃発以降、アメリカがアジア地域における非共産主義諸国と二国間・多国間の安全保障同盟を構築してきたことの一環として位置づけられる。とりわけ、台湾海峡危機の発生によって台湾の加盟を断念せざるを得なかった東南アジア条約機構(SEATO)と米華相互防衛条約とが連携してゆくことが、強く意識されていたと言えよう。

第三は、米華相互防衛条約の本質はあくまでも「防衛」にあることが強調された点である。これはアメリカは国府との間に安全保障同盟を結ぶが、国府の「大陸反攻」には加担しないというアメリカの意思の表われであった。また逆に言えば、国府にとって、米華相互防衛条約の締結はアメリカとの安全保障上の結びつきを獲得する代わりに、その能力の如何にかかわらず、防衛条約によって自らが

「大陸反攻」を完全に断念したことを、アメリカに示したことも意味していた。換言すれば、米華相互防衛条約の締結によって、アメリカは台湾を防衛するが、その代わり、中国大陸への反攻は行わせないということを国府にたいして公式的に承諾させたのである。

なお、前述のように、米華相互防衛条約の「適用範囲」には大陸沿岸諸島が明記されなかったが、そのことを国府はとりわけ憂慮した。⁽⁶³⁾そこで米華相互防衛条約調印から八日後の二月一日に、米台双方で取り交わされた「ダレス・葉公超交換文書」に、「米華相互防衛条約第六条で述べられている領域および、その他の領域とともに有効に支配している」との一句を盛り込むことで、国府は自ら台湾・澎湖諸島のみならず、大陸沿岸諸島を実効支配している点をアメリカに承認させるとともに、「その他の領域」に大陸沿岸諸島が含まれることを暗に示したのである。

一方、一九五四年二月五日、周恩来は、中国訪問中のビルマ政府代表との第三次会談の席上、米華相互防衛条約について次の五つの点を指摘した。⁽⁶⁴⁾米蔣条約は、①国民党の地位を肯定し、国民党を中国代表として認可するものであり、②国民党が事実上、台湾・澎湖諸島にアメリカが軍事基地を建設することを認めたことを意味する。さらに、③台湾・澎湖諸島はいかなる武力行動をも受けまいとする条約の規定は、中華人民共和国が台湾・澎湖諸島を武力解放できないことを意味し、④同条約第六条が、台湾・澎湖諸島以外の「その他の領域」も適用され得ることを定めたことは、国民党が外に向けて武力行使を行うことを無制限に容認するものである。

⑤アメリカが国民党の大陸反攻に加担することはまさに戦争を引き起こそうとする行為である——。以上のことから、米華相互防衛条約は「中国自国の領土である台湾・澎湖諸島及び大陸沿岸諸島の解放」を行わせない一方で、「国民党にたいしては自由に大陸反攻が可能」であることを意味するものであり、しかも「アメリカの台湾・澎湖諸島への軍事占領を許すことによって、将来戦争の拡大する可能性が高まる」として周恩来は強い反発を示したのである。

また、周恩来は一九五四年二月八日の声明のなかで米華相互防衛条約を次のように公に非難した。「米国政府は、中国人民が繰り返し反対し警告したにもかかわらず、これを無視して一九五四年二月二日、台湾に逃亡した売国奴蔣介石一味との間に、いわゆる『相互防衛条約』なるものを結んだ。アメリカ政府はこの条約を利用して、アメリカが中国の領土台湾を武力で侵略・占領しているその行為を合法化するとともに、台湾を基地として、中国にたいする侵略をひろげ、新戦争を準備しようとたくらんでいる……(中略)……米蔣『相互防衛条約』なるものは、全く不法なものであり、無効である。これは、中国の主権と領土を売り渡す条約であり、中国人民は断固としてこれに反対する。もしも米国政府が、台湾・澎湖諸島及び台湾海峡からそのいっさいの武装力を撤退させずに、あくまで中国の内政に干渉するならば、米国政府は、これによって生じらるいっさいの重大な結果にたいし全責任を負わなければならない。」

さらに中国は、一九五四年二月二五日の政協第二回全国委員会第一次全体会議で「アメリカがアジアにおいて、米比相互防衛条約、

太平洋安全保障条約(ANZUS)、日米安全保障条約、米韓相互防衛条約、米華相互防衛条約を結んだことは、「侵略条約」の連携の形成を意味するとともに、西太平洋における軍事侵略同盟網の構築にほかならない」と言及した。それとともに、「アメリカの戦争計画の一部をなす米蔣条約」は「中国への公然たる内政干渉、主権侵犯」であり、「中国人民は断固としてこれを許すことができない」という宣言がなされたのである。中国は米華相互防衛条約締結を徹底的に批判するとともに、これにたいして断固たる措置をとる構えを見せた。当時中国は、米華相互防衛条約の締結が中国と台湾とを分断する決定的な材料であると信じていたと言っていた。⁽⁶⁵⁾

やがて翌一九五五年一月一日には、中国はその言葉通り、大陳島に再び攻撃を開始した。これは、中国が「米蔣条約に則ってアメリカがいかに対応してくるのか」というアメリカの意思を試すための企てであったと考えられるが、中国もアメリカと同様に、それが米中直接軍事衝突に発展するのを望んではいなかったため、米中直接軍事対決には至らなかったのである。⁽⁶⁶⁾

中国の攻撃再開にたいして、アイゼンハワー大統領は一九五五年一月二九日に「台湾決議」(Formosa Resolution)を米国議会においてほぼ全会一致で可決させ、中国が「台湾・澎湖諸島」、ひいては「関連地域ならびに領域」に向けられた場合にも、米華相互防衛条約の規定に基づいてアメリカが介入する可能性があることを公式的に示した。「台湾決議」には、台湾海峡有事のさい米国大統領に介入決定権が委ねられることが定められており、このこともまた中

国への警告の意味を持つものであったと捉えられよう。

さらに、「台湾決議」には明記されなかったが、米国政府は大陸沿岸諸島のうち「金門・馬祖島」の防衛に介入を行うことを密かに決定し、国府にもその旨を伝えた。⁽⁶⁷⁾だがその一方で、国府の強い要請にもかかわらず、アメリカは「台湾決議」におけるアメリカの防衛介入範囲のなかに「金門・馬祖島」という具体的な島嶼名を挙げるとを避け、「関連地域ならびに領域」(related positions and territories)という表現にとどめた。アメリカは米華相互防衛条約と台湾決議を通じて、「共産中国にアメリカの意図を伝える」こと、すなわち中国の軍事行動が台湾・澎湖諸島のみならず、大陸沿岸諸島に向けられた場合にもアメリカが防衛的介入を行う可能性を中国に示すことによって中国を牽制し、危機を終息に向かわせようとしたのである。実際のところ、「台湾決議」が可決されて以降、中国が大陸沿岸諸島への攻撃を停止したため、台湾海峡危機は終息へ向かうことになった。⁽⁶⁸⁾

しかし、一九五八年八月になると再び台湾海峡危機が発生した。⁽⁶⁹⁾この時に中国が攻撃目標として金門島を選んだため、アメリカは既に第一次台湾海峡危機のさいに決定した通り、金門島にたいする防衛的介入の姿勢を明確に打ち出すという措置をとることになった。アメリカは台湾決議のなかで防衛意思を示した「関連地域ならびに領域」に金門島が含まれることを中国に明確に示したのである。

こうして一九五〇年代に二度にわたって起きた台湾海峡危機を経たのちは、再び台湾海峡において大規模な危機が発生することはな

かった。これは、米華相互防衛条約の締結によって中台間の紛争を封じ込めるとともに、台湾海峡の安定をはかろうとする、いわばアメリカの意図した米華相互防衛条約の「効用」が二度にわたる危機を経て発揮されるようになったことを意味している。米華相互防衛条約は中台間、ひいては米中間の軍事衝突を避けるための、いわば「安全弁」としての役割を担うことになったのである。

むすびにかえて

以上に見てきたように、台湾海峡危機時期の米政府の国府にたいする立場は、いわゆる「台湾一辺倒」といった、国府に無条件の積極的防衛的支援を与えるという性質のものではなかった。アメリカは、台湾海峡危機に全面的に介入する姿勢をとれば、再び朝鮮戦争のような米中軍事衝突を誘因する危険性を恐れる一方で、アメリカが介入を完全に放棄すれば、中国の軍事行動はエスカレートし、国府、ひいてはアジア周辺地域の非共産主義諸国の士気を低下させ、極東地域における韓国、日本、台湾、フィリピンの「反共防衛ライン」が脅かされる可能性さえあると考えていたのである。このため米政府は、台湾海峡における中国の軍事行動を抑止するための方策を講じつつも、米中軍事衝突を引き起こす要因になり得る、国府の中国にたいする軍事行動を阻止することにしたのである。

アメリカは危機を終息に導くために米華相互防衛条約を締結したが、この米華相互防衛条約締結という措置は、中国の「台湾解放」への抑止と、国府の「大陸反攻」の防止という二点に集約されるも

のとして特徴づけられる。米政府は米華相互防衛条約の締結によって「台湾・澎湖諸島」の防衛の意思を公式的に明確化して中国の「台湾解放」を抑止しつつ、米華相互防衛条約の本質は「攻撃」ではなく「防衛」にあることを定めることによって、国府の「大陸反攻」をも束縛した。国府との間に安全保障同盟を結び、中国の軍事力行使の可能性に備えるが、その一方で、条約締結直後に周恩来が抱いた懸念とはうらはらに、国府の「大陸反攻」には加担しないというのが米政府の基本的な立場であった。

さらに、米政府は米華相互防衛条約の「適用範囲」をあくまで「台湾・澎湖諸島」に限定する一方で、「相互の合意によって決定されるその他の領域についても適用される」という文言を付け加えることによって大陸沿岸諸島の防衛支援の可能性を残した。そこには、米華相互防衛条約の「適用範囲」はあくまでも「台湾・澎湖諸島」に限定しつつも、大陸沿岸諸島にたいする防衛を完全には放棄していないというアメリカの曖昧な立場を示唆することで、中国の軍事行動を抑止しようとする米政府の意図が働いていた。また、「台湾・澎湖諸島」のみを防衛範囲として明確化したことは、大陸沿岸諸島における中国の軍事行動にたいして、国府が反撃を加える機会を奪うという意味も含まれていたのである。

こうした台湾海峡危機終息のためにアメリカがとった対応——「中国に『台湾解放』を行わず、国府に『大陸反攻』を行わせない」ための措置は、「台湾中立化宣言」以降のアメリカの立場の延長線上に位置するものではあったが、台湾海峡危機を契機とする米は、朝鮮戦争における米中直接軍事衝突を経たのちのアメリカの対中国・対台湾政策の基本的前提——①中国の武力による「台湾解放」を阻止し、②台湾による対中国軍事行動の可能性を封じ込めるとともに台湾へ安全保障上の保護を与える——を形づくることになった。これらの基本的前提は、一九五五年一月の危機の再燃、さらには一九五八年八月の第二次台湾海峡危機を経て、やがて一九七九年にアメリカが中国を正統政府として承認し国交が樹立されて、米華相互防衛条約が失効したのちも、実質的には変化することがなかったのである。

(1) 本稿ではとくに断らない限り「中国」とは中華人民共和国を、「台湾」とは台湾移転以降の「中華民国」が実行支配を続けている領域を意味している。ただし「台湾・澎湖諸島」とある場合は地理上の範囲である「台湾島と澎湖諸島」を指す。また「国府」とは一九二八年に成立した「中華民国国民政府」、そしてそれ以降の「中華民国政府」を指しており、ここでは「国府」と記すことにする。また、アメリカと中国の関係は「米中関係」、アメリカと国府の関係は「米台関係」とした。但し「米華相互防衛条約」に見られるように固有名詞原文(中文)の表記が「米華」の場合はそのまま用いることとする。

(2) 当時のアメリカの国府にたいする軍事援助の状況を知る手掛かりとなる文献として、アメリカの軍事援助計画及び軍事予算の詳細等の資料を多く含む国史館編『台湾光復後援資料——軍事計画』(台北、国史館、一九九五年)を参照。

(3) アメリカの「解凍」政策については、H. W. Brands, Jr., *Cold Warriors: Eisenhower's Generation and American Foreign*

華相互防衛条約締結によって、アメリカはそれを徹底させたと言えよう。

その一方で、「中国に『台湾解放』を行わず、国府に『大陸反攻』を行わせない」ことは、事実上「中華人民共和国」と「中華民国」がそれぞれ現実に存在するという状態を固定化させることを意味していた。それは、台湾海峡危機発生直後に浮上した国連安保理停戦案による台湾海峡危機の解決方針、すなわち国府が最も懸念した台湾海峡の「現状維持」の実現が、米華相互防衛条約締結によって事実上もたらされたことにも象徴されていた。

つまり、米華相互防衛条約の締結はアメリカ及び国府の意図とは別に、「実質的な二つの中国」の存在を事実上受け入れるという副次的な作用をもたらしたのである。もとより、それは中国大陸に共産党政権が、そして台湾に国民党政権が厳然と存在するという現実を、ありのままに異を唱えることもなく受け入れることであり、両政権を公式的に承認するということを意味するわけではない。

台湾海峡危機が終息して間もなく、一九五五年四月のバンドン会議において周恩来は正式に米中間で公式的な会談を行うことを打診した。米政府は中国側の申し入れに応じ、同年七月に米中大使級会談が開催されることになった。これを機にしてアメリカの「実質的な二つの中国」を容認する立場は顕在化したと言えよう。アメリカは台湾海峡の現状に変更をもたらさないと大前提のもと、中国とのあいだにも交渉の道を開くことになったのである。

台湾海峡危機[1954-55]を契機として結ばれた米華相互防衛条約

Policy (New York : Columbia University Press, 1988) : Su-Ya Chang, "Unleashing Chiang Kai-shek? : Eisenhower and the Policy of Indecision toward Taiwan, 1953," (台北) 中央研究院近代史研究所編「一九九一年」を参照。

(4) Su-Ya Chang, *ibid.*, p. 382; Harry Harding, "The Legacy of the Decade for Later Years: An American Perspective," in Harding and Yuan, eds., *Sino-American Relations 1945-1955 : A Joint Reassessment of a Critical Decade* (Washington, D.C.: Scholarly Resources Inc, 1989), p. 321.

(5) 本稿に披く「台湾海峡危機」は一九五四年から五五年にかけて発生した「いわゆる」第一次台湾海峡危機と呼ばれるものである。このことは特に断らざる限り、第一次台湾海峡危機を「台湾海峡危機」[954-55]とすれば「台湾海峡危機」と断言することは可能。

(6) U.S. Department of State, *Foreign Relations of the United States, 1952-54, vol. XIV (I) : China and Japan* (Washington, D.C., 1985), p. 157. (以下FRUS, 1952-54, vol. XIV (I)と称す) 『顧維鈞回憶錄』第十一分冊(北京) 中国社会科学院近代史研究所、中華書局出版、一九八九年、一八二頁。

(7) FRUS, 1952-54, *ibid.*, p. 367.

(8) FRUS, 1952-54, *ibid.*, p. 622.

(9) 『顧維鈞回憶錄』第十一分冊、前掲書、一八四頁。

(10) 同、七、五五—一五五二頁。

(11) 同、七、三三九頁。

(12) Roger Dugman, "Dulles and the Creation of the South-East Asia Treaty Organization," *International History Review* 11, August 1989, pp. 457-477.

(13) FRUS, 1952-54, vol. XIV (I), *op.cit.*, pp. 368-370.

(14) 『顧維鈞回憶錄』第十一分冊、前掲書、二八二—二八八頁。

(15) FRUS, 1952-54, vol. XIV (I), *op.cit.*, p. 555.

(16) 『顧維鈞回憶錄』第十一分冊、前掲書、一八二頁。

(17) 「一九五四年中美共同防衛條約の序幕——一九五三年三月—一九五四年七月—」、『顧維鈞回憶錄』第十一分冊、前掲書、一八二—一八二頁。

(18) FRUS, 1952-54, vol. XIV (I), *op.cit.*, p. 158, 181, 258-259.

(19) Library of Congress Cataloging in Publication Data, *China: U.S. Policy since 1945* (Washington, D.C.: Congressional Quarterly Inc, 1980), p. 103.

(20) FRUS, 1952-54, vol. XIV (I), *op.cit.*, p. 505.

(21) 台湾海峡危機[1954-55]に於て米國議会が果たした役割については以下の論文を参照。Robert Acchelli, "Eisenhower, Congress and the 1954-55 Offshore island Crisis," *Presidential Studies Quarterly*, volume XX, no. 1, Winter, 1990; Philip J. Briggs, "Congress and the Cold War : U.S.-China Policy, 1955," *China Quarterly* 85, March, 1981.

(22) FRUS, 1952-54, vol. XIV (I), *op.cit.*, pp. 548-549.

(23) 「社論——一定要解放台湾」、『人民日报』一九五四年七月十三日。

(24) 「総司令朱徳在中國人民解放軍八一建軍二十周年紀念会上的讲话」、『人民日报』一九五四年八月一日。

(25) 「中華人民共和国各民主党派各人民团体為解放台湾連合宣言」(世界知識出版社編『中華人民共和国對外關係文獻集第三集[1954-1955]』北京、世界知識出版社、一九五八年) 三六五—三六九頁。

(26) 「周恩來總理兼外交部長在中央人民政府委員會第三次會議上的外交報告」(『中華人民共和国對外關係文獻集第三集[1954-1955]』前掲書、一三三—一四二頁)。

(27) 石塚夫主編・徐昕副主編『中華人民共和国對外關係史(一九四

九・一〇—一九八九・一〇』(北京、北京大學出版、一九九四年) 七六頁。

(28) FRUS, 1952-54, vol. XIV (I), *op.cit.*, pp. 563-564.

(29) 『中華人民共和国對外關係史(一九四九・一〇—一九八九・一〇)』前掲書、七五頁。

(30) 同。

(31) 台湾海峡危機発生時の国府の対応についての記録として、当時中華民國國防部長を務められた蔣大維の以下に挙げる口述記録を参照。李正平『蔣大維伝』(台北、台湾日報社、一九九三年) 一一八頁—一三三頁。

(32) FRUS, 1952-54, vol. XIV (I), *op.cit.*, pp. 556-557.

(33) 台湾海峡危機[1954-55]に於けるアメリカの大陸沿岸諸島に対する防衛的介入にかんする議論については、拙稿「台湾海峡危機[1954-55]に於けるアメリカの大陸沿岸諸島政策の変容」(『歴史と未来』第四号、東京外国語大学、一九九八年)を参照。

(34) FRUS, 1952-54, vol. XIV (I), *op.cit.*, pp. 556-557.

(35) FRUS, 1952-54, *ibid.*, pp. 607-611. なお、台湾海峡危機[1954-55]に於けるアメリカの「対中核使用論」が、並に中国の核開発の一大契機となつたと言われている。この点については、証を説いた研究として、以下を参照。John Wilson Lewis and Xue Lihai, *China Builds the Bomb* (California : Stanford University Press, 1988), Gordon H. Chang, "To the Nuclear brink : Eisenhower, Dulles, and the Quemoy-Matsu Crisis," *International Security* 12(Spring 1988).

(36) FRUS, 1952-54, vol. XIV (I), *op.cit.*, p. 616.

(37) Dwight D. Eisenhower, *Mandate for Change 1953-1956* (Garden City, N.Y.: Doubleday & Company, 1963), p. 464.

(38) FRUS, 1952-54, vol. XIV (I), *op.cit.*, pp. 845-846.

(39) FRUS, 1952-54, *ibid.*, p. 619. なお、台湾海峡危機[1954-55]の米國政府の「ナンパ」に於ては、Ralph N. Clough, *Island China* (Cambridge, Massachusetts, and London : Harvard University Press, 1978), pp. 10-14; Robert Acchelli, *Crisis and Commitment : United State Policy toward Taiwan, 1950-1965* (University of North Carolina, 1996), pp. 157-183. を参照。

(40) FRUS, 1952-54, vol. XIV (I), *op.cit.*, pp. 613-624.

(41) FRUS, 1952-54, *ibid.*, pp. 619-623.

(42) 台湾海峡危機に於けるアメリカのキース・ロマーントンの24年國連安保理停戦案に於ては、Rosemary Foot, "The Search for the Modus Vivendi : Anglo-American Relations and China Policy in the Eisenhower Era," in Warren I. Cohen and Akira Iriye, eds., *The Great Powers in East Asia, 1953-1960* (New York : Columbia University Press, 1990) p. 150-159. 張敏雅「安理會停戦案——美國応付第一次台海危機策略之一」(台北) 中央研究院近代史研究所、一九九三年)を参照。

(43) 『顧維鈞回憶錄』第十一分冊、前掲書、三三〇頁。

(44) 同、七、三六四—三六五頁。

(45) 中華人民共和国外交部外交史研究室編『周恩來外交活動大事記 1949-1975』(北京、世界知識出版社、一九九三年) 八十七頁。

(46) 「周恩來總理在中華人民共和國第一屆全國人民代表大會第一次會議上的政治工作報告」(北京、『台灣問題文件』人民出版社、一九五五年) 二二—二六頁。

(47) FRUS, 1952-54, vol. XIV (I), *op.cit.*, p. 822.

(48) FRUS, 1952-54, *ibid.*, pp. 854-855.

(49) FRUS, 1952-54, *ibid.*, pp. 854-855.

(50) FRUS, 1952-54, *ibid.*, p. 840.

- (1) *FRUS, 1952-54, ibid.*, p. 845, 849.
- (2) 張敏雅『空運金條戰案——美國政府第一次台海危機策略之二』前掲、八六一—一〇四頁。
- (3) *FRUS, 1952-54, vol. XIV(1), op.cit.*, p. 929.
- (4) *FRUS, 1952-54, ibid.*, pp. 870-871.
- (5) *FRUS, 1952-54, ibid.*, p. 846.
- (6) *FRUS, 1952-54, ibid.*, p. 871.
- (7) *FRUS, 1952-54, ibid.*, p. 845.
- (8) *FRUS, 1952-54, ibid.*, pp. 842-851.
- (9) *FRUS, 1952-54, ibid.*, pp. 827-839.
- (10) *FRUS, 1952-54, ibid.*, p. 828.
- (11) *FRUS, 1952-54, ibid.*, pp. 828-829.
- (12) Mutual Defense Treaty between the United States of America and the Republic of China, U.S. Department of State, *United States Treaties and Other International Agreements, 1955, vol. 6, part I* (Washington D.C.: U.S. Government Printing Office, 1956), pp. 450-454.
- (13) この点にかんしては彭明敏・黃昭堂『台湾の法的地位』（東京大学出版会、一九七六年）、一七〇—一八二頁を参照。
- (14) U.S. Department of State, *United States Treaties and Other International Agreements, 1955, op.cit.*, pp. 433-448.
- (15) 中華人民共和國外交部外交史研究室編『周恩來外交活動大事記 1949-1975』前掲書、九一一—九四頁。
- (16) 「外交部長周恩來關於美蔣『共同防禦條約』的聲明」、『中華人民共和國對外關係文獻集第三集〔1954-1955〕』前掲書、二〇九—二一四頁。
- (17) 「中國人民政治協商會議第二屆全國委員會第一次全體會議宣言」、『人民日報』一九五四年二月二五日。
- (18) 中華人民共和國外交部外交史研究室編『周恩來外交活動大事記 1949-1975』前掲書、九三頁。Robert Garson, *The United States and China since 1949: Trouble Affair* (London: Pinter Publishers, 1994), pp. 55-56.
- (19) Robert Garson, *ibid.*, p. 56.
- (20) House Joint Resolution 159 (84th Congress, 1st Session), January 29, 1955, U.S. Department of State, *American Foreign Policy, 1950-1955 Basic Documents, vol. 1/2* (Washington, D.C.: U.S. Government Printing Office, 1957), pp. 2486-2487.
- (21) U.S. Department of State, *Foreign Relations of the United States, 1955-57, vol. II: China* (Washington, D.C., 1986), pp. 99-104.
- (22) *FRUS, 1955-57, vol. II, v. 1, p. 99*。
- (23) Dwight D. Eisenhower, *Mandate for Change 1953-1956, op.cit.*, p. 469; *FRUS, 1955-57, vol. II, p. 104*.
- (24) 第二次台海海峽危機發生時のトマソン氏の政策について U.S. Department of State, *Foreign Relations of the United States, 1955-57, vol. III: China* (Washington, D.C., 1996), p. 512 中国の對図にかんしては、楊渡『戦争边缘——対八・二三金門砲戦の回顧』、『戰略与管理』〔北京〕中国戰略与管理研究会、一九九五年〕、『中華人民共和國對外關係文獻集第三集〔一九四九・一〇—一九八九・一〇〕』前掲書、八六一—九三頁を参照。
- (25) 社団法人アジアフォーラム・ジャパン